

(6枚のうち1)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

① 次の1～4に答えなさい。

1 次の(1)～(3)は、日本国憲法及び教育基本法の条文の全部又は一部です。空欄(a)～(f)にあてはまる言葉はですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。なお、同じ記号には同じ言葉が入ります。解答番号1の解答欄にマークしなさい。

(1) 日本国憲法第11条

国民は、すべての(a)人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する(a)人権は、侵すことのできない(b)として、現在及び将来の国民に与へられる。

(2) 教育基本法第1条

教育は、(c)の完成を目指し、(d)で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(3) 教育基本法第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は(e)によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、(f)のある者が、その(f)の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

① a : 社会的	b : 社会権	c : 社会性	d : 平和	e : 出生地	f : 障害
② a : 基本的	b : 社会権	c : 人格	d : 平等	e : 門地	f : 能力
③ a : 社会的	b : 永久の権利	c : 社会性	d : 平和	e : 門地	f : 障害
④ a : 基本的	b : 永久の権利	c : 人格	d : 平等	e : 出生地	f : 能力
⑤ a : 社会的	b : 社会権	c : 社会性	d : 平等	e : 出生地	f : 能力
⑥ a : 基本的	b : 永久の権利	c : 人格	d : 平和	e : 門地	f : 障害

2 次の(1)～(3)は、地方公務員法及び教育公務員特例法の条文の全部又は一部です。空欄(a)～(f)にあてはまる言葉はですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号2の解答欄にマークしなさい。

(1) 地方公務員法第32条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の(a)に(b)に従わなければならない。

(2) 地方公務員法第33条

職員は、その職の(c)を傷つけ、又は職員の職全体の(d)となるような行為をしてはならない。

(3) 教育公務員特例法第21条

教育公務員は、その(e)を遂行するために、絶えず(f)に努めなければならない。

① a : 指示	b : 的確	c : 信頼	d : 不名誉	e : 職責	f : 資質の向上
② a : 指示	b : 忠実	c : 信頼	d : 不利益	e : 職務	f : 研究と修養
③ a : 命令	b : 的確	c : 信頼	d : 不利益	e : 職責	f : 資質の向上
④ a : 指示	b : 的確	c : 信用	d : 不名誉	e : 職務	f : 研究と修養
⑤ a : 命令	b : 忠実	c : 信用	d : 不名誉	e : 職責	f : 研究と修養
⑥ a : 命令	b : 忠実	c : 信用	d : 不利益	e : 職務	f : 資質の向上

教職に関する専門教育科目 中学校・高等学校 問題用紙

(6枚のうち2)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

3 次の(1)～(3)は、ある法令の条文の全部又は一部です。条文A～条文Cの法令名は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号3の解答欄にマークしなさい。

(1) 条文A

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

(2) 条文B

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(3) 条文C

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

【法令名】

- | | | |
|---------|------------------|-----------------------|
| a 教育基本法 | b 学校教育法 | c 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 |
| d 児童福祉法 | e 児童虐待の防止等に関する法律 | |

- | | | |
|---------|-------|-------|
| ① 条文A-c | 条文B-b | 条文C-e |
| ② 条文A-a | 条文B-c | 条文C-d |
| ③ 条文A-b | 条文B-a | 条文C-e |
| ④ 条文A-c | 条文B-a | 条文C-d |
| ⑤ 条文A-a | 条文B-b | 条文C-e |
| ⑥ 条文A-b | 条文B-c | 条文C-d |

4 次の①～⑤は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の条文の全部又は一部です。下線部の内容に誤りがあるものはどれですか。次の①～⑤の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号4の解答欄にマークしなさい。

- | |
|--|
| ① この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、(中略)青少年が <u>安全に安心してインターネットを利用できる</u> ようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。 |
| ② この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(中略)に供されている情報であって <u>青少年の健全な成長を著しく阻害する</u> ものをいう。 |
| ③ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、 <u>インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用する</u> とともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(中略)を習得することを旨として行われなければならない。 |
| ④ 青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して <u>青少年有害情報の閲覧をする</u> 機会をできるだけ少なくするための措置を講ずる(中略)よう努めるものとする。 |
| ⑤ 保護者は、(中略)その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により <u>インターネットの利用を積極的に制限し</u> 、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。 |

(6枚のうち3)

受験番号	氏名
------	----

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

- 2 以下の設問は、平成29年3月告示の中学校学習指導要領、平成29年4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領、平成31年2月告示の特別支援学校高等部学習指導要領の総則から出題されています。なお、設問中の文章は中学校学習指導要領を基本にしています。特に注意書きがない場合、文中に「生徒」とあるのは、特別支援学校小学部・中学部では「児童又は生徒」に、「学級」とあるのは、高等学校及び特別支援学校高等部では「ホームルーム」に、「各教科等」とあるのは、高等学校では「各教科・科目等」に、特別支援学校高等部では「各教科・科目等又は各教科等」に、それぞれ読み替えなさい。また、「中学校」とあるのは、それぞれの学校種に読み替えなさい。次の1～3に答えなさい。

- 1 次の文は、学習指導要領 総則 中学校教育の基本と教育課程の役割 の一部です。空欄 (a) にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号5の解答欄にマークしなさい。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3（特別支援学校小学部・中学部では第4節、高等学校及び特別支援学校高等部では第3款）の1に示す（ a ）で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の（1）から（3）（特別支援学校小学部・中学部及び高等部では（1）から（4））までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

- ① 基礎的・基本的 ② 自主的・自発的 ③ 主体的・対話的 ④ 組織的・計画的 ⑤ 総合的・発展的

- 2 次の文章は、学習指導要領 総則 教育課程の実施と学習評価 学習評価の充実 の一部です。空欄 (a) にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号6の解答欄にマークしなさい。

生徒のよい点や進歩の状況（特別支援学校小学部・中学部及び高等部では、よい点や可能性、進歩の状況）などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとめを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、（ a ）の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようすること。

- ① 指導 ② 人間関係 ③ 成績 ④ 自己評価 ⑤ 生活態度

- 3 次の文章は、学習指導要領 総則 生徒の発達（特別支援学校小学部・中学部及び高等部では、調和的な発達）の支援 の一部です。空欄 (a)・(b) にあてはまる語は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号7の解答欄にマークしなさい。

学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う（ a ）と、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う（ b ）の双方により、生徒の発達を支援すること。

- | | |
|--------------|-------------|
| ① a : ティーチング | b : コーチング |
| ② a : ガイダンス | b : カウンセリング |
| ③ a : アセスメント | b : マネジメント |
| ④ a : ティーチング | b : マネジメント |
| ⑤ a : アセスメント | b : カウンセリング |
| ⑥ a : ガイダンス | b : コーチング |

(6枚のうち4)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

3 特別支援教育に関して、次の1・2に答えなさい。

1 次の条文は、障害者の権利に関する条約第2条の一部です。空欄（ a ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～④の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号8の解答欄にマークしなさい。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための（ a ）であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

- | | | | |
|--------|--------|---------------|-----------------|
| ① 環境整備 | ② 条件整備 | ③ 個に応じた変更及び調整 | ④ 必要かつ適当な変更及び調整 |
|--------|--------|---------------|-----------------|

2 次の文は、平成28年12月に中央教育審議会から示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申の 第1部 学習指導要領改訂の基本的な方向性 第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか 一子供の発達を踏まえた指導— 5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育 の一部です。空欄（ a ）・（ b ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。なお、同じ記号には同じ言葉が入ります。解答番号9の解答欄にマークしなさい。

通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「（ a ）教育支援計画」や「（ a ）指導計画」を（ b ）作成することが適当である。

- | | |
|------------|------------|
| ① a : 長期的な | b : 必要に応じて |
| ② a : 長期的な | b : 全員 |
| ③ a : 特別な | b : 必要に応じて |
| ④ a : 特別な | b : 全員 |
| ⑤ a : 個別の | b : 必要に応じて |
| ⑥ a : 個別の | b : 全員 |

(6枚のうち5)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

④ 学校安全に関して、次の1・2に答えなさい。

- 1 次の条文は、学校保健安全法第29条の一部です。空欄（ a ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号10の解答欄にマークしなさい。

学校においては、児童生徒等の（ a ）を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（中略）を作成するものとする。

- ① 心の安定 ② 危険の回避 ③ 事故の防止 ④ 健やかな身体の育成 ⑤ 安全の確保

- 2 次の文は、平成31年3月に文部科学省から示された「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」の 第2章 学校における安全教育 第1節 安全教育の目標 ポイント の一部です。空欄（ a ）・（ b ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号11の解答欄にマークしなさい。

○ 安全教育の目標は、（ a ）における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の（ b ）を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。

- ① a : 生活する地域 b : 生命尊重
② a : 日常生活全般 b : 生命尊重
③ a : 学校生活 b : 生命尊重
④ a : 学校生活 b : 助け合い
⑤ a : 日常生活全般 b : 助け合い
⑥ a : 生活する地域 b : 助け合い

(6枚のうち6)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

⑤ 生徒指導に関して、次の1～3に答えなさい。

- 1 次の文章は、平成22年3月に文部科学省から示された「生徒指導提要」の 第1章 生徒指導の意義と原理 第2節 教育課程における生徒指導の位置付け 1 教育課程の共通性と生徒指導の個別性 の一部です。空欄(a)～(c)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号12の解答欄にマークしなさい。

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。そのために、日々の教育活動においては、①児童生徒に(a)を与えること、②(b)を育成すること、③(c)の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意することが求められています。

- | | | |
|-------------|-----------------|----------|
| ① a : 自己存在感 | b : 共感的な人間関係 | c : 自己決定 |
| ② a : 自己有用感 | b : 思考力・判断力・表現力 | c : 自己決定 |
| ③ a : 自己存在感 | b : 思考力・判断力・表現力 | c : 自己決定 |
| ④ a : 自己有用感 | b : 共感的な人間関係 | c : 言語活動 |
| ⑤ a : 自己存在感 | b : 共感的な人間関係 | c : 言語活動 |
| ⑥ a : 自己有用感 | b : 思考力・判断力・表現力 | c : 言語活動 |

- 2 次の条文は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条の一部です。不登校児童生徒の定義として、空欄(a)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号13の解答欄にマークしなさい。

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における(a)に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

- | | | | | |
|-------|------|------|--------|---------|
| ① いじめ | ② 学習 | ③ 校則 | ④ 友人関係 | ⑤ 集団の生活 |
|-------|------|------|--------|---------|

- 3 次の条文は、いじめ防止対策推進法第23条の一部です。いじめに対する措置として、内容に誤りがあるものはどれですか。次の①～⑤の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号14の解答欄にマークしなさい。

- | |
|---|
| ① (略) 児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。 |
| ② 学校は、(中略) 児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 |
| ③ 学校は、(中略) いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を、いじめの全容がはっきりしてから行うものとする。 |
| ④ 学校は、(中略) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。 |
| ⑤ 学校は、(中略) いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 |

④

教職に関する専門教育科目 中学校・高等学校 解答用紙

氏名

受験番号				
十万	万	千	百	十
①	①	①	①	①
①	①	①	①	①
②	②	②	②	②
③	③	③	③	③
④	④	④	④	④
⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

〔記入上の注意〕

- 余白には何も記入しないでください。
 - H BまたはBの黒鉛筆で該当する○にマークしてください。
 - 訂正するときは、消しゴムで完全に消してください。
 - 受験番号については、6桁の数字を記入したうえで、該当する○にマークしてください。
- マーク例 (良い例) 
 (悪い例)   

解 答 欄
1 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
2 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
3 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
4 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
5 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
6 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
7 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
8 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
9 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
10 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
11 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
12 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
13 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
14 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
15 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
16 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
17 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
18 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
19 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
20 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
21 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
22 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
23 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
24 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
25 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

1
2
3
4
5

解 答 欄
26 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
27 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
28 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
29 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
30 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
31 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
32 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
33 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
34 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
35 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
36 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
37 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
38 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
39 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
40 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
41 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
42 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
43 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
44 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
45 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
46 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
47 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
48 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
49 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
50 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

解 答 欄
51 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
52 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
53 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
54 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
55 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
56 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
57 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
58 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
59 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
60 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
61 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
62 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
63 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
64 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
65 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
66 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
67 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
68 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
69 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
70 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
71 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
72 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
73 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
74 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
75 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩